

土地・家屋の現地調査を行っています！

固定資産税の対象となる土地・家屋は、基準日である毎年1月1日の現況に基づき課税されます。税務課では、課税台帳と現況を照合するため、町内の土地・家屋の調査を随時行っています。ご理解とご協力をお願いします。

以下に当てはまる場合はご連絡ください

- ・家屋を新築、増築したとき
- ・家屋を取り壊したとき
- ・土地の利用状況を変更したとき（太陽光発電施設用地など）

新築・増築の家屋調査にご協力ください！

居宅や物置、車庫などを新築・増築した場合、翌年度から固定資産税が課税されます。税務課では、税額の基礎となる評価額を算出するため、家屋調査を行っています。

調査に当たっては、家屋の完成後、ご案内のお手紙や訪問等で所有者へ連絡し、日程を調整します。調査当日は所有者もしくは代理の方の立会いのもと、30分～1時間程度を予定しています。

調査時にご用意いただくもの

- ・家屋の立面図、平面図の写し
- ・マイナンバーの確認できるもの
- ・長期優良住宅認定通知書の写し（認定を受けた方のみ）
- ・工事請負契約書の写し（本体施工が町内業者の方のみ）



課税対象となる家屋とは？

課税対象となる家屋とは、原則として以下の3つの要件をすべて満たす建物となります。

土地への定着性	基礎工事が施されているなど土地に建物が固着していること。
外気分断性	屋根があり、三方以上が周壁に囲まれていて、雨風をしのげる状態であること。
用途性	住宅、店舗、車庫、物置など、それぞれの目的とする用途に使用することができる状態であること。

【問合せ先】 税務課 資産税グループ ☎ 029-240-7114(直通)

消費生活センター

スマホ決済の注意点

現金払いの代わりにスマートフォンを利用して支払いを済ませる「スマホ決済」。時間の短縮やポイント還元などメリットが多い反面、不正利用の事例もあり注意が必要です。



事例

スマホ決済事業者から「パスワードの変更が必要です」とメールで連絡が入り、そこに書かれていたリンク先のサイトに個人情報やパスワード、電話番号や認証コードを入力したところ、第三者にパスワードなどを盗み取られ、勝手に買い物をしてしまった。

不正利用を防ぐためのチェックポイント

○情報入力は慎重に

メールやSMSなどから誘導されたサイトは、公式サイトではない可能性もあります。IDやパスワードを入力する前に、サイト内の文章表現に違和感がないかなどを慎重に見極めましょう。

○ID・パスワードの管理を厳重に

ID・パスワードは推測されにくいものを設定し、他のサイトでの使い回しはやめましょう。また、パスワードは定期的に変更しましょう。

○画面にロックをかけましょう

スマートフォンを万が一紛失した際に備え、不正利用されないよう、必ず画面ロックをかけましょう。

困ったときは早めに消費生活センターへ

【相談・問合せ先】 茨城町消費生活センター ☎ 029-291-1690 (直通)
相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～4時 (土・日・祝日を除く)
消費者ホットライン ☎188 (局番なし)

12月3日(日)は茨城町議会議員一般選挙の投票日です

- (1) **投票日** 令和5年12月3日(日)
投票時間 午前7時～午後6時
投票所 投票所入場券に記載してありますので、ご確認ください。

投票できる方

平成17年12月4日以前に生まれた日本国籍を有する方で、令和5年8月27日までに茨城町の住民基本台帳に記載され、引き続き町内に住んでいる方
(令和5年8月28日から令和5年9月1日までの間に茨城町の住民基本台帳に記載され、引き続き町内に住んでいる方も、12月1日以降に投票ができます。)

投票の際には、投票所入場券をご持参ください。入場券を紛失した場合でも、投票することができますので、投票所の係員に申し出てください。

- (2) **期日前投票**
投票日に仕事や外出などの予定がある方は、期日前投票ができます。

茨城町役場

投票期間 11月29日(水)～12月2日(土)
投票時間 午前8時30分～午後8時

イオンタウン水戸南 (フードコート内)

投票期間 11月29日(水)～12月2日(土)
投票時間 午前10時～午後8時

※投票所入場券裏面の「宣誓書」に必要事項の記載をお願いします。



- (3) **開票**
日時 12月3日(日) 午後7時30分～
場所 旧駒場小学校体育館(茨城町駒場庁舎となり)
混雑回避のため、参観人の人数制限をする場合があります。

【問合せ先】 茨城町選挙管理委員会事務局 (総務課内) ☎ 029-240-7125 (直通)

年末の交通事故防止県民運動

運動期間：12月1日(金)～12月15日(金)

年末は、日没時間が年間を通じて最も早く、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発する傾向にあるほか、忘年会など飲酒する機会が増えることから、飲酒運転による交通事故の発生も危惧されます。

交通ルールの遵守と正しい交通マナーを習慣づけ、交通事故の防止に努めましょう。

確認しよう！運動の重点

- ・子どもと高齢者の交通事故防止 (特に横断歩行者の保護)
- ・夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- ・飲酒運転の根絶

【問合せ先】 地域政策課 ☎ 029-215-8003 (直通)

令和5年 年末の交通事故防止県民運動のスローガンは、『**暗い道 あなたを守る 反射材**』です！

